

**相談者（Aさん）** 前は学校事故について国家賠償法一条と二条が適用される場合があり得ることを教えて頂きましたので、今回は具体的な裁判例を紹介して下さい。

**弁護士** 今回は、「公の营造物の設置又は管理の瑕疵」という国家賠償法二条の裁判例を紹介します。一つ目はテニスコートの審判台が転倒した事案です。幼児が町立中学校の審判台上がって遊んでいたところ、座席後部の背当てになっている鉄パイプを両手で握って降りようとしたために、審判台が転倒し、その下敷きになって死亡したという事実関係です。下級審である仙台地裁、仙台高裁はいずれも町の責任を認めたのですが、最高裁平成五年三月三〇日判決は、本来の使用方法のもとでは審判台自体には転倒の危険性が無く、審判台の後部から降りるという行為は通常予測し得ない異常な用法であるということをも理由として町の責任を否定しました。

**Aさん** この事案は、その学校の生徒ではなく、外部から遊びに来た幼児が事故に遭ったようですが、親は付き添っていなかったのでしょうか。

**弁護士** 事故当時は、中学校は夏休みでしたが、近所の住民の遊び場として開放されていたようです。幼児の親が親戚と中学校のテニスコートでテニスに興じており、一緒に連れ

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第93回

# 学校事故をめぐる法的問題 2

てきていた五歳の幼児が審判台で遊んでいたようです。

**Aさん** 今教えて頂いた事情は判決に影響したのでしょうか。

**弁護士** 間違いなく影響していると思います。判決は、開放された学校の校庭における安全について、学校に全ての責任を負わせる

ことになる、校庭は一般市民に対して閉ざされることになり、幼児は危険な路上で遊ぶことを余儀なくされるとまで言っています。そして、幼児の安全を確保するのは一次的にはその保護者にあると言っています。親がテニスに興じている際にも、同伴していた幼児の動静に留意して危険な行動に出ることがないように看守したり、制止すべきだったとも指摘しています。

**Aさん** この判決のように、通常予測し得ない異常な用法であるということをも理由として自治体の責任を否定した判決は他にもあるのでしょうか。

**弁護士** 千葉地裁木更津支部平成七年九月二六日判決が同様の判断を下しています。これは小学生が中学校にある球技用のゴールポストで遊んでいた際に、ゴールポストが倒れて下敷きになり、大きな怪我を負った事案です。裁判所は、ゴールポストは相当の重量があり、コの字型に地面と接していたから、ネットに寄りかかる程度の遊びをしても転倒するような状況にはなかったとし、本件事故の原因は、児童二人がゴールポストに固定してあったネットをブランコのように体重をかけて前後に揺さぶって遊んでいたことにより、その衝撃がゴールポストに伝わり、前後に対する振幅を大きくした結果転倒したと認定しました。そして、この遊び方は本件ゴールポ

ストの本来の用法と異なることはもちろん、設置管理者の通常予測し得ないものであったとして、事故は、ゴールポストの安全性の欠如に起因するものではないとして、学校の設置管理者である市の責任を否定しました。

**Aさん** 前回、国家賠償法二条の「設置又は管理の瑕疵」は客観的なものだけでなく、「予見可能性等の主観的な側面を併せ持つことが想定されている」という説明がありました。が、これらの判決はどのような考え方に立っているのでしょうか。

**弁護士** そうだと思います。瑕疵の有無は通常有すべき安全性、すなわち通常の用法に即して、通常予想される危険性に対して安全性を欠くか否かによって判断されることとなりますので、通常予測し得ないような被害者の行動によって人身事故が発生したような場合には瑕疵を否定するという考え方になります。

**Aさん** 通常予想される危険性とか、通常予測し得るか否かといった判断自体とても難しいように思うのですが。

**弁護士** そうですね。判断が分かれる場合もあり得ます。横浜の市立中学校において、清掃作業中にほうきを振り回してホッケー遊びをしていたところ、ほうきの先端部分が飛んで生徒の左眼に当たり、視力障害を来したという事故がありました。この場合の瑕疵の存



否につき、Aさんはどう考えますか。

**Aさん** ほうきを使ってホッケー遊びをするということは通常の用法ではなく、予測が不可能だと思えますので、市の責任は否定されるのではないかと思います。

**弁護士** 実は横浜地裁平成四年七月二七日判決はAさんと同じ感覚で市の責任を否定しています。ほうきの先端部分の半分が欠けていたが、それによって清掃の能率に影響するところがあっても、通常の使用に供する限りは特

に危険があるとはいえないとして、管理に瑕疵があるとは言えないと判断しています。

**Aさん** 私も同じように考えました。

**弁護士** しかしながら、控訴審の東京高裁平成五年八月三一日判決は、管理の瑕疵があるとして横浜市の責任を認めたのです。判決は、事故の数ヶ月前からほうきを用いたホッケー遊びが行われていることを担任教諭も知っていたということを前提として、ほうきが清掃以外の遊びに使われて振り回される等によって衝撃が加えられることも予測できたとしました。したがって、ほうきが通常有すべき安全性を判断するに当たっては、振り回される等して相当の衝撃が加えられることも考慮にいて安全性が具備されていたか否かを判断すべきであるとした上で、衝撃の加え方によっては先端部分が飛んで周囲の人や器物にぶつかって損傷を与える危険性があつたと推認されることから、本件ほうきは通常有すべき安全性を欠いていると判示して、横浜市の責任を認めました。

**Aさん** 自治体には厳しい判決ですが、これからは、そうしたリスクも勘案して学校の運営を行う必要があるのでしょうか。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員